

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	みなべ町

みなべ町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 みなべ町産業課
所在地 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地
電話番号 0739-72-1337
FAX番号 0739-72-3893
メールアドレス sangyo@town.minabe.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	みなべ町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹、水稲、野菜	579千円 0.14ha
ニホンジカ	果樹	896千円 0.20ha
ニホンザル	果樹、水稲、野菜	737千円 0.19ha
アライグマ	果樹、野菜	89千円 0.02ha
アナグマ	果樹	38千円 0.01ha
合計		2,339千円 0.56ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>みなべ町においては、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを中心に農作物被害があり、令和6年度の被害額は、2,386千円となっている。中でも、ニホンジカについては、主要作物である梅の樹体への食害が多く深刻な問題となっている。</p> <p>イノシシについては、町内全域で生息が確認され、依然として被害が多い状況である。</p> <p>ニホンザルについては、中山間地域を中心に被害が多く、深刻な問題となっている。</p> <p>その他、アライグマとアナグマについては農作物被害だけでなく住居地域での生活環境被害も生じている。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	579千円 0.14ha	521千円 0.12ha
ニホンジカ	896千円 0.20ha	806千円 0.18ha
ニホンザル	737千円 0.19ha	663千円 0.17ha
アライグマ	89千円 0.02ha	80千円 0.02ha
アナグマ	38千円 0.02ha	34千円 0.02ha
合計	2,339千円 0.56ha	2,104千円 0.51ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	みなべ町猟友会への有害捕獲の協力により、狩猟と有害での捕獲を推進してきた。 有害捕獲については、国県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。 また、県事業を活用し、狩猟免許の取得に対する補助を実施している。	野生鳥獣の生息数が増加しているため、猟友会の方々への負担が増している。 捕獲鳥獣の処分方法が確立されておらず、今後、地域資源としての活用や、焼却施設等の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	県や町による補助金等を活用して防護柵の設置を推進し、令和6年度で延長8,180m、受益面積14.3haの整備を行った。 また、煙火によるサルの追い払い活動に対する支援を実施している。	防護柵については、耐用年数の超過による老朽化が進んでおり、全体的な更新が必要な施設が増加してきている。 また、未整備園地の中には、傾斜が強い園地があり、整備が困難となっている。
生息環境管理その他の取組	中山間地域等直接支払事業等により、鳥獣が増えない環境作りに努めた。	依然として若者の担い手不足により、放任果樹の除去が進んでいない。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取組みを総合的に実施する必要がある。

防護柵については、県単事業を活用し、事業の周知活動も実施していく必要がある。

また、捕獲については、狩猟免許の取得補助や狩猟者登録に係る支援補助を行い、猟友会の捕獲体制強化を図るとともに、農業者による自衛的捕獲についても推進していく。ICT 機器の活用も検討し、必要に応じて導入していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○猟友会へ捕獲を依頼しており、今後も既存の体制により捕獲を継続していく。

みなべ町猟友会の捕獲従事者数 (令和 6 年度)

・南部分会	(20 名)	
・岩代分会	(16 名)	
・上南部分会	(29 名)	
・高城分会	(27 名)	
・清川分会	(21 名)	合計 113 名

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるよう

に記入する

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ	・ 猟友会との連携を強化。 ・ 鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。 ・ 狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ	・ 猟友会との連携を強化。 ・ 鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。 ・ 狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ	・ 猟友会との連携を強化。 ・ 鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。 ・ 狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 ・ イノシシ 農地への侵入と農作物被害が続いており、個体数の増加が推測される。農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。 ・ ニホンジカ 近年、果樹園への出没が頻繁となり、食害が深刻となっている。捕獲頭数も増加傾向であり、個体数の増加が推察されるため、捕獲を強化し、着実な個体数減少を目指す。 ・ ニホンザル 近年は人里への出没もみられるようになり、餌場としての定着を防ぐため、追い払い等で人里から遠ざける対策を行い、捕獲により個体数減少を目指す。

・アライグマ
市街地でも目撃されるようになってきており、生息数が町内全域で増加傾向にあると見込まれるため、捕獲を強化し、着実な個体数減少を目指す。

・アナグマ
市街地でも目撃されるようになってきており、生息数が町内全域で増加傾向にあると見込まれる。農作物だけでなく生活環境への被害も見られることから捕獲により個体数減少を目指す。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	捕獲数 900頭	捕獲数 900頭	捕獲数 900頭
ニホンジカ	捕獲数 900頭	捕獲数 900頭	捕獲数 900頭
ニホンザル	捕獲数 100頭	捕獲数 100頭	捕獲数 100頭
アライグマ	捕獲数 150頭	捕獲数 150頭	捕獲数 150頭
アナグマ	捕獲数 50頭	捕獲数 50頭	捕獲数 50頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下みなべ町全域で、わな猟・銃猟等の有害捕獲による個体数調整に取り組む。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は大型鳥獣の捕獲に対して有効であり、有害捕獲においては、効率的な手段となるので、ライフル銃を用いた捕獲を実施する。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済み）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ
ニホンジカ	防獣ネット	防獣ネット	防獣ネット
ニホンザル	電気柵	電気柵	電気柵
アライグマ	延長 15,000m	延長 15,000m	延長 15,000m
アナグマ	受益面積 30ha	受益面積 30ha	受益面積 30ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	侵入防止柵の適	侵入防止柵の適	侵入防止柵の適
ニホンジカ	正な設置・管理の	正な設置・管理の	正な設置・管理の
ニホンザル	啓発。	啓発。	啓発。
アライグマ	山間部において、住民による煙	山間部において、住民による煙	山間部において、住民による煙
アナグマ	火での追い払いを	火での追い払いを	火での追い払いを
	実施する。	実施する。	実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ	放棄地の解消、放任果樹の伐採等の鳥獣の餌場となる場の除去。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ	放棄地の解消、放任果樹の伐採等の鳥獣の餌場となる場の除去。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ	放棄地の解消、放任果樹の伐採等の鳥獣の餌場となる場の除去。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

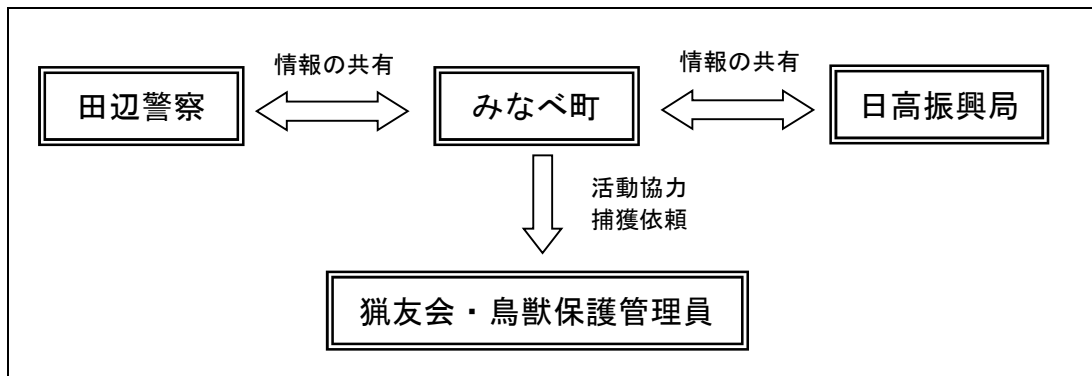
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みなべ町	情報収集、連絡調整
日高振興局	情報収集、連絡調整
猟友会	捕獲活動
鳥獣保護管理委員	活動協力
田辺警察	情報収集、緊急時における活動協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、捕獲現場での処理や埋設を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状として捕獲者による食肉利用のみであり、それ以外については今後検討していく。
ペットフード	現状として利用はなく、今後検討していく。
皮革	現状として利用はなく、今後検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状として利用はなく、今後検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	みなべ町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
みなべ町	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
日高振興局	対策の実施指導、被害実態調査
和歌山県農協紀州地域本部	対策の実施指導
猟友会各分会	捕獲の実施（銃猟、わな猟）
鳥獣保護管理員	情報収集、対策の実施指導
地域鳥獣害防止対策実施組織	防護柵の管理、設置効果調査

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の体制（猟友会への依頼）により、捕獲を継続していくが、鳥獣被害対策実施隊については今後検討していく。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

みなべ町鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間集落協定組合、各地区等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の三本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、地域をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。